学術指導契約書

八戸工業大学（以下「甲」という。）と、委託者○○○（以下「乙」という。）は、甲が乙の委託を受け実施する学術指導に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）学術指導とは、乙からの委託を受け、甲の職員等がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導及び助言を行い、もって乙の業務または活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担する技術指導、コンサルティング等をいう。

（２）学術指導者とは、甲に属し学術指導に従事する者であって、次条に記載する者をいう。

（学術指導）

第２条　乙は、学術指導を甲に委託し、甲は、これを受託する。

２　甲は、乙に対して学術指導申込書（別紙様式１）の内容について学術指導を行う。

（学術指導場所）

第３条　学術指導の実施場所は前条（４）に定める場所とし原則として甲の所在地または甲が指定する場所とする。

（学術指導料の納付）

第４条　乙は、学術指導の対価として、第２条に記載する学術指導料を甲に支払う。

２ 乙は、学術指導料を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

３ 甲は、乙から支払いを受けた学術指導料については、甲の故意・重過失を理由とする解約の場合を除いて返還しない。

（知的財産権の取扱い）

第５条　学術指導の過程において、または学術指導の結果として新たに発明等の知的財産が生じた場合は、直ちに甲にその内容を書面により通知し、甲及び乙は、その帰属、取扱等について、別途協議するものとする。

（秘密の保持）

第６条　甲及び乙は、学術指導の実施に伴い相手方から提供または開示を受けた情報であって、当該提供または開示の際に相手方より秘密である旨明示されたものについて、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示、又は漏洩してはならない。ただし公知の情報及び自らが保有していた情報を除く。

２　甲及び乙は、秘密情報を第２条の学術指導以外の目的に使用してはならない。

（学術指導の公表）

第７条　甲及び乙は、学術指導実施の事実、学術指導の内容、学術指導の成果その他学術指導に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。

（免責）

第８条　甲は、学術指導に基づく乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって乙に損害（直接・間接を問わない）が発生した場合でも甲は乙に対し、一切の責任を追わないものとする。

（契約の解約）

第９条　甲は、乙が第２条に定める学術指導料を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて勧告し、同期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

（１）相手方が本契約の履行に関し、不正または不当の行為をしたとき

（２）相手方が本契約に違反したとき

（契約の有効期間）

第１０条　本契約の有効期間は、本契約締結日から第２条に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長または短縮することができる。

２　本契約の失効後も、第５条、第７条から第９条の規定は、当該条項に定める期間または対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第１１条　本契約に定めのない事項または本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持って協議し解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　青森県八戸市大字妙字大開88番地1号

八戸工業大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　 印

乙

　　　　印